

議 案

令和4年1月12日

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンザル小委員会

議案第 1 号

第 5 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）について

法第 7 条の 2 の規定による第二種特定鳥獣管理計画の策定

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）について

1 目的

房総丘陵のニホンザル地域個体群の安定的な保全と農林業被害の軽減

2 内容

資料「第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）」のとおり

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 管理が行われるべき区域

群れの生息する次の地域

市原市、勝浦市、大多喜町、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、
君津市、富津市

及び群れの生息域にとどまらず千葉県内においてハナレザルの出没する地域

5 理由

ニホンザルとアカゲザルとの交雑を回避し、房総丘陵ニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図るとともに、農林業被害の軽減を図るため、平成28年度に第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）を策定したが、計画期間が令和4年3月31日で終了することから、資料のとおり第5次計画を策定することとしたい。